

平成 30 年 11 月 15 日

漁業法等の一部を改正する等の法律案

趣旨説明質疑

立憲民主党・市民クラブ

神谷 裕

立憲民主党の神谷ひろしです。

私は立憲民主党・市民クラブを代表し、「漁業法等の一部を改正する等の法律案」につきまして質問をさせていただきます。

さて本案は、我が国の歴史ある漁業制度全般を抜本的に変えようとするものであり、我が国の水産業、漁村地域、食料供給、国土保全など、国民生活全体に影響を与える、大変に重要な法案であります。

まず、率直に伺いますが、この制度改正は、誰のための改正でしょうか。

今回の制度改革は、直接の影響を受ける漁業者からの要請を受けてなされたものとは聞いておりません。

いわゆる官邸主導、安倍総理の下に置かれている規制改革推進会議の、あえて申し上げれば、漁業については全く素人で構成する水産ワーキング・グループにおいて、昨年 9 月から、観念的な検討がスタートし、「水産政策の改革の方向性」が提示され、本年 6 月には政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」

の中に「水産政策の改革について」位置づけられ、そのわずか5ヶ月後の11月6日に漁業者、漁業現場の声を聞かないまま、本案が国会に提出されたものであります。

まさに、官邸の意向だけを付度した拙速な法案と言わざるを得ません。

水産政策審議会など、関係者などの意見を聞く場もあると思いますが、水政審では、その他の項目で、若干触れられただけで、この改革についてまともな議論もされていないと伺っております。なぜ、決定までに、きちんと水産関係者の意見を聞いてこなかったのか、農林水産大臣に伺いたいと思います。

このため水産庁は、本年6月以降、50箇所以上で5,000人に近い漁業関係者に説明をしたと言っております。

しかし、結論を決めてからの説明であり、内容が分かるにつれて、各地で働く漁業者は法律改正の犠牲になるのではないかと、自分たちが働き・住んでいる浜が奪われるのではないかと不信と不安が、高まっております。

漁業者は、いま現在も、それぞれの漁場で操業し、毎日生業を、営み続けております。その土台が大きく変わるような制度改正は拙速に行って良いものとは思われません。そこで、本案が、漁業者の理解と納得を得て出されたものなのか、理解と合意を得る努力と責任について農林水産大臣に伺います。

総理は、先の所信表明の中で70年ぶりに漁業法を抜本的に改正することを表明されました。

現行漁業法は70年前の昭和24年に制定され、第1条の[目的]は、その後

一度も変えられておりません。

戦前の漁業制度の下では、働く漁民の方々は、羽織漁師などと呼ばれる漁業権を持つ資産家、農業で言うと地主と小作という関係の中で働かされ、収奪・搾取されておりました。

戦後日本の民主化の中で、漁民の方々の開放運動と当時の水産局の職員が一緒になって、知恵を絞り、汗をぬぐい、勝ち取ったのが、この漁業法であり、その精神が第一条に書かれているのであります。

改めてこの第一条を見ますと「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用する」、「漁業の民主化を図る」ことが明記されており、漁業者は、ようやく勝ち取った民主化を大事にして、漁場に近い離島・半島に住み、家族とともに、漁村を守り続けてきたのが、この70年間でありました。

しかし本案では、この「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整」、「漁業の民主化」という言葉が消え、単に漁業は「国民に対して水産物を供給する使命を有する」と、産業としての漁業の位置付けのみが書かれております。

我が国の漁業の役割は、決して水産物供給ばかりではありません。我が国国土の重要な一部である漁村地域を維持し、言わば防人としての国境監視や、環境保全といった多面的機能は極めて重要であります。

そして、我が国漁業の役割を保持することは、いつの時代にあっても普遍的、かつ中核的な政策理念であると考えます。

そこで、現在の日本の漁業、特に沿岸漁業が果たしている役割をどのように認識しておられるのか、また目的を抜本的に変更した漁業法が施行された後の漁業、漁業者、漁村をどのようなものにしようと考えておられるのか、農林水産大臣のお考えを伺います。

次に総理は所信表明の中で、「漁獲量による資源管理を導入し、船のトン数規制から転換する。大型化を可能とする。」と述べられました。

その考え方が、資源管理の基本原則として本法案にも盛り込まれております。

漁獲可能量による水産資源管理を行い、最大持続生産量を実現するという、いわゆる MSY の概念は、専門の科学者によれば、自然界と隔離された金魚鉢の中だけで成り立つ論理であり、自然界での水産資源の増減は、人間が行う漁獲量だけではなく、気象の変動や海況の変動等により大きく影響されるものであり、MSY 理論は科学的ではないというのが大方の意見であります。

確かに、国連海洋法条約で採用されてはおりますが、これは遠洋の大型漁業を前提としたものであって、我が国のように南北に広がる広大な漁場に生息する多種多様な魚種、そしてこれを稠密に利用している漁業の全体に適用できるような代物ではありません。

政府は、日本の漁獲量全体の八割について MSY による資源管理を行うなどと説明していますが、科学的論拠の低さ、漁獲量管理の実効性、漁業現場に及ぼす

混乱などを考えれば、MSYによる資源管理を拡大するべきではなく、現在、我が国で行われている資源管理方式を、より拡充させることが、水産資源を維持し回復させるためには適切であると考えます。

資源管理をしっかりとやっていく事については、誰もが異論はありません。しかし、科学的に適当で無い理論によって、資源管理が行われることは、大きな問題であります。

また、本案では、船舶等ごとに漁獲割り当てを行うとともに、漁獲割当量の譲渡を行うことができる、さらに一斉更新制度は廃止するとしております。

これでは、漁業許可が、個人所有のものへと既得権化し、漁獲割当量が資金力のある経営体買い上げられ、特定の経営体に集中し、沿岸・沖合等の漁業資源や漁業現場に大きな影響を及ぼすことが必至であると考えます。

我が国の水産資源の実情や漁業秩序に合わない資源管理方式は、これ以上拡大するべきではないと考えます。農林水産大臣のお考えをお聞きします。

次に漁業権においては「法律で優先順位を定めた現行制度を廃止し、養殖業の新規参入、規模拡大を促進」することについて、伺います。

現行法にある優先順位の考え方は、働く漁民の生計の維持を基本としております。

例えば、今回の改革で廃止することとされている特定区画漁業権は、漁協に優先的に免許されており、技術的・経済的にも取り組み易い漁業であることから、その構成員である組合員が、相互に調整しながら、経営する仕組みとなって

わないので、結果、我が国周辺の水産資源を利用して得た利益が外国に持っていかれることが許容されることになる訳です。

さらに、日本全国にある小さな島々等で、外国資本が実質支配する企業が漁業を行い、その従業員として、その国の外国人を雇うといった事態が生じた場合、これまで地域の漁業・漁村が果たしてきた国境監視機能、国土保全機能といったものが根本から失われる可能性さえあります。

そうした事態を招来するおそれは想定されたのでしょうか。大きく懸念がされるところであります。

更に、新たな制度であります「沿岸漁場管理団体」について伺います。

従来、漁場環境の保全活動は、地域の漁協が担ってまいりました。しかし、そのための費用の賦課をめぐって、いろいろな問題が生じたため、この制度が創設されようとしているのであろうと推察致します。

こうした考え方に基きますと、先ずは地域の漁協が沿岸漁場管理団体に指定されるものと思うのではありますが、法案は、漁協等の他、一般社団法人、一般財団法人も指定の対象とされております。

漁協等以外の団体等が指定された場合、天然の水産資源を採捕する漁業や餌飼料を海に撒く養殖業は、動物愛護に反し、環境汚染につながるなどとの理由をつけて、漁業の発展を阻害することも想定しておかなければなりません。

これまで、シーシェパードなどの過激な団体等の行動が、我が国漁業者に被害を与えた事を想起し、沿岸漁場管理団体の指定にあたっては、県議会等の承

おります。

法律が改正されますと、「適切かつ有効に」という、極めて裁量範囲の広い判断基準をもって、知事が免許する仕組みに変わることとなります。

その結果、従来は組合員が経営していた区画漁業の漁業権が新たな参入企業に与えられたとする場合、この企業は、漁協の外側で活動することが可能であり、漁村の秩序に影響を及ぼすことも考えられるわけであります。

従いまして、企業が新規参入する際には、漁村の中核である漁協の同意や了解を得ることが、参入企業の円滑な経営を持続するためにも必要であろうと考えます。

今回、これまで前浜で漁業者の利害を調整し、合意形成を行ってきた漁協の重要なツールであった特定区画漁業権の漁協への優先的な免許が、廃止されることとなります。漁業者、漁協など、当事者にとっては、大変に不安に思われる部分であると承知しておりますが、何故廃止しなければならないのか、農水大臣にお考えを伺います。

企業参入に関連して、さらに伺います。

現行漁業法の中には、「漁業権者以外の者が実質上、当該漁業権の内容たる漁業の経営を支配している場合には、知事は漁業権を取り消すことができる」との規定があります。

本案では、この規定をわざわざ削除しているようです。

すなわち、漁業権者以外の者が実質上、当該漁業権の内容たる漁業の経営を支配することを可能とします。またそれは、実質上の支配者が外国資本でも構

認を得るなど、慎重な手続きを取る必要があると思いますが、農林水産大臣のご所見を伺います。

この70年ぶりの漁業法等の改革は、成長産業化・輸出産業化とは何か、海区漁業調整委員会の在り方、養殖漁業の拡大と既存漁業との調整、これからの漁協の果たすべき役割など、極めて多くの明らかにすべき問題があります。

従って、国会においては、広く漁業関係者や国民の皆様の意見を聞き、また現場の実情を把握し、慎重に審議しなければ、立法府としての責任は果たせないものと考えます。臨時国会の短い会期で決めるべき課題では到底ありません。

水産政策に造詣の深い大島議長を始め、各位のご理解とご協力をお願いして、本案に対する私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

以上